

美里町学校教育環境整備方針

平成 2 7 年 1 2 月

美里町教育委員会

目 次

I	はじめに.....	2
II	ゆたかな学校教育環境を構築するための取組.....	2
1	生きる力の育成	
2	いじめ等への対応	
3	子どもたちの安全の確保	
4	地域で子どもを育てる体制づくり	
III	美里町学校教育環境整備の基本理念.....	4
IV	学校の現状と課題.....	5
1	小学校	
2	中学校	
V	美里町学校教育環境整備.....	9
1	経過	
2	推進（整備）の内容と方法	
VI	まとめ.....	14
	別 表.....	15

I はじめに

美里町の教育基本方針は、町民憲章の理念に基づき、幅広い知見と自主性、社会性、国際性を身につけ、自ら考え、判断し、行動できる実践力のある人間の育成と、人との支え合いを大切にしながら、それぞれの地域のよさを引き継ぎ、故郷に誇りをもつ人間関係を育て「美里町で学べてよかった！ 将来、美里町でがんばりたい！」という故郷を愛する子どもたちの育成に努めていくことです。

美里町教育委員会は、幅広い学校教育環境について、現状を踏まえ課題を整理し、美里町の教育基本方針を基に「**美里町学校教育環境整備方針**」を策定し、美里町総合計画の実現を図るものです。

II ゆたかな学校教育環境を構築するための取組

1 生きる力の育成

夢と志を持った心身ともに健やかな子どもを育成するために、基礎学力の向上、自ら学び、自ら考え、自ら問題を解決する能力、「確かな学力」と豊かな心を持ち、互いに支え合う「豊かな人間性」、そして、心身ともに健康で、たくましく生きる「健康と体力」等、『知・徳・体』のバランスのとれた教育活動の推進が図れるような環境整備が大切です。

2 いじめ等への対応

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、いじめの認知件数が多いか少ないかの問題以上に、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した際には早期に対応することが大切です。

「いじめは絶対に許されない」との意識を全体で共有し、子どもを「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現することが必要です。

長期欠席における原因は、様々なことが起因しており、子どもの些細な変化を見逃さず、いじめの未然防止、早期発見が必要です。

美里町教育委員会においては、平成27年1月に美里町いじめ防止基本方針を策定し、いじめ問題に対処しています。

3 子どもたちの安全の確保

東日本大震災の教訓を踏まえ、耐震化、天井等の非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽対策などの学校施設の安全確保や登下校を含めた学校における安全対策を進める必要があります。

美里町においては、平成27年度において体育館天井の撤去工事や学校を含めた総合防災訓練、原子力防災訓練などを実施しています。

4 地域で子どもを育てる体制づくり

高度経済成長期において、産業構造や個人の働き方が変化し、核家族化などの家族形態が変わり、地域社会も変容していく中、学校と地域は次第にその距離を広げていきました。そして、家庭と地域が子どもたちへの影響力を弱めていったことで、学校への期待と負担はより重くなり、学校だけでは数々の問題に対応することが困難になっています。

いじめ等の課題に対応するためには、社会総がかりで子どもたちを育てていくことが必要です。学校以外でも人とのつながりを持つことは、子どもたちが様々な問題に直面したときの大きな助けともなります。

このような背景から、学校、家庭、地域が連携・協力して社会総がかりで子どもを育てる体制を構築することが、これまで以上に重要となっています。

Ⅲ 美里町学校教育環境整備の基本理念

学校教育環境の整備は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができる学校教育全体について整備を行うものです。

教育的環境には、子どもの学習・生活を取巻く内部環境と、学校を取巻く外部環境の二つの側面があると考えられます。

各学校における課題と二つの環境を整理し、その取組みを行います。

学校内部環境

子どもの学習・生活を取巻く環境には、教職員、学校の施設・設備等が挙げられます。

学校内部の環境が子どもの成長に好ましいものになっているかを考えていく必要があります。

【教育的環境】

物的環境：校地、校舎などの施設・設備

財政的環境：運営経費、維持管理費

人的環境：教員、栄養士、事務員、給食調理員、業務員

学習環境：経営の方針と教育目標、教科書、副読本等の教材関係

【教育的配慮】

安全ばかりではなく、発達途上の子どもたちの好奇心や知識欲を高めることも必要です。

給食は安全で美味しいものだけではなく、食育を通して基本的な生活習慣を確立する役割があります。

学校を取り巻く外部環境

外部環境は、社会全体であり、主に地域や家庭があげられます。

保護者、地域住民による学校に対する支援や理解と協力等の取組みも行われておりますが、学校と家庭、地域の三者による連携を深めることが必要です。

Ⅳ 学校の現状と課題

1 小学校

児童数

平成 28 年度以降は推計値 単位：人／クラス

学 校 名	区 分	元年度	20 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
小牛田小	児童数	418	252	184	155	152	149	151
	学級数	13	11	7	6	6	6	6
不動堂小	児童数	561	348	361	367	391	397	387
	学級数	17	12	12	12	13	13	12
北 浦 小	児童数	341	162	151	153	150	155	152
	学級数	12	6	6	6	6	6	6
中 埴 小	児童数	277	134	127	110	113	103	95
	学級数	11	6	6	6	6	6	6
青 生 小	児童数	256	106	113	114	104	96	90
	学級数	9	6	6	6	6	6	6
南 郷 小	児童数	392	329	254	257	247	246	245
	学級数	12	12	9	10	9	10	11
計	児童数	2, 245	1, 331	1, 190	1, 156	1, 157	1, 146	1, 120
	学級数	74	53	46	46	46	47	47

学級替可否状況（平成 27 年度）

☐：学級替可能 単位：人

学 校 名	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	備 考
小牛田小	29	21	25	30	32	47	
不動堂小	58	63	69	60	49	62	
北 浦 小	30	19	26	20	32	24	
中 埴 小	16	19	20	24	16	32	
青 生 小	22	11	19	26	19	16	
南 郷 小	46	52	37	39	41	39	

学級編成の基準：小学校 40 人（第 1 学年の児童で編制する場合にあっては 35 人）

学級編成弾力化（宮城県）：小学校第 2 学年の一学級の児童数の基準 35 人

校舎等建設年度

学 校 名	校 舎	体育館	プール	給食室	備 考
小牛田小	H 元	H2	H2	H 元	
不動堂小	S51	S53	S55	S51	H16 耐震補強
北 浦 小	H5	H7	H10	H5	
中 埴 小	H14	H18	S45	S61	給食室は震災後、使用していない
青 生 小	S54	S54	S56	S54	S63 校舎増築 H19 体育館耐震補強
南 郷 小	S60	S61	—	—	スイミングセンター、給食センター

現在は、全学年2学級であるのは不動堂小学校のみとなっています。

学級替えができない学校が3校、学年によって学級替えができない学校が2校となっています。

今後は、学級替えできない5校と学級替えできる1校とが予想されます。

学級替えができるようになることによって、教員と児童、及び児童同士の人間関係が多様化される学習の場が形成され、多様な考え方に触れる機会や、学び合う機会が増えて、児童の精神的成長の面でも良い成果が生み出されることが期待でき、また、学年担当教員の複数化により、教職員同士が連携し、指導力の向上が図られ、児童の学力向上に結びつくことも期待できます。

更に児童を見る視点が複眼的になり、児童の生活状態、心理状態、学力状態をより客観的に把握でき、いじめの早期発見、学力向上に結びつくことが期待できることから、全学年を学級替えができるようにすることが課題となっています。

2 中学校

生徒数

平成 28 年度以降は推計値 単位：人／クラス

学 校 名	区 分	元年度	20 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
小牛田中	生徒数	588	256	239	262	248	257	225
	学級数	16	9	7	8	8	8	7
不動堂中	生徒数	402	231	222	234	228	232	242
	学級数	11	8	7	8	7	7	8
南 郷 中	生徒数	327	159	145	137	118	119	117
	学級数	11	5	6	5	4	5	5
計	生徒数	1,317	646	606	633	594	608	584
	学級数	38	22	20	21	19	20	20

一学年 3 学級以上（平成 27 年度）

□：3 学級以上 単位：人

学 校 名	1 学年	2 学年	3 学年	備 考
小牛田中	65	94	80	
不動堂中	82	74	66	
南 郷 中	38	60	47	

学級編成の基準：中学校 40 人

学級編成弾力化（宮城県）：中学校第 1 学年の一学級の生徒数の基準 35 人

校舎等建設年度

学 校 名	校 舎	体育館	プール	給食室	備 考
小牛田中	S41	S44	S44	H8	S61 校舎増築 H17 耐震補強
不動堂中	S45	S57	S42	H7	S61 校舎増築、プールは使用できない H16 耐震補強
南 郷 中	S56	H9	—	—	H19 特別教室棟耐震補強

現在の3校で、一学年につき3学級となっているのは、小牛田中学校の2学年、不動堂中学校の1学年だけとなっています。

また、各学校には国語・英語・数学・社会・理科の5教科すべての担当教員が複数配置されているわけではなく、今後もこの状態が予想されます。

部活動においては、3校とも生徒数の関係から、生徒の要望の強い部活動の種類形態を設定できない状態にあります。

5教科担当教員を複数化することで、生徒を見る視点が複眼的になり、生徒の生活状態、心理状態、学習状況をより詳細に把握できるようになり、いじめの防止、教科に関する研究や意見交換などで教科指導力が向上し、生徒の学力向上に結びつくことが期待できます。

また、一学年3学級以上の学校規模であれば、免許外教科担任指導の解消も期待でき、更に生徒に部活動の多様な選択肢を提供できるようになり、部活動がより活発化することが期待できます。

このことから、一学年3学級以上の学校規模とすることが課題となっています。

V 美里町学校教育環境整備

平成28年1月1日で美里町が誕生してから満10年を迎えます。

合併当初は、美里町建設計画により町づくりが進められ、平成19年4月に美里町建設計画を踏襲し、美里町総合計画として平成24年に改定しながら推進してまいりました。

学校教育においては、第1章「生涯を通して学び楽しむまちづくり」政策2「学校教育の充実」として取組んでまいりました。

平成27年9月から新総合計画を策定しているところですが、学校教育については、**美里町教育基本方針**をもとに取組むことを基本とし、夢と志をもった心身ともに健やかな子どもを育成するため、学校内部環境整備及び学校を取巻く外部環境整備について、次のとおり取組んでまいります。

1 経過

平成24年4月	学校教育環境整備の必要性について協議 (教育委員会定例会)
平成24年6月	学校教育環境整備の進め方について協議 (教育委員会定例会)
平成24年6月	美里町学校教育環境審議会条例制定
平成24年8月	美里町学校教育環境審議会（会議開催13回） ～平成26年3月
平成26年3月	美里町学校教育環境審議会から答申
平成26年4月～	教育委員会定例会等で継続協議
平成27年2月	保護者及び教員へ学校教育環境整備に関するアンケートを実施
平成27年8月	学校再編にかかる住民意見交換会開催（町内3会場）
平成27年11月	8月実施した意見交換会は参加者少数により、再度住民意見交換会を開催（町内3会場）

2 推進（整備）の内容と方法

学校内部環境整備

生きる力を育成する学校教育

学校内部環境の整備は、次の項目で取組みます。

(1) 個性・心・基礎学力を重視した教育の推進

1) 学力の向上

義務教育の基礎学力を定着させるため、教職員の指導は不可欠であり、学校教育専門指導員の配置により、今後も町内統一した指導体制を図ります。学力向上支援員、特別支援教育支援員等の配置を継続し、その児童生徒の適した対応を図ります。

また、子どもの能力の伸長を目指し、少人数指導や習熟度別指導の導入等、学習形態の多様化を図ります。

2) 幼小中連携教育の推進

幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へと進学する過程において、園児・児童個々の状況を引継ぎされるよう、年間をとおして幼小中の接続・連携の強化を図ります。

3) 国際理解教育の推進

ITを活用した教育を実施しているところですが、今後は更なる普及が予想されます。国際社会に対応できるよう、児童生徒への指導方法を教職員同士が研究し取り組みを行います。

町は、姉妹都市であるウィノナ市と、毎年、中高生の派遣事業やウィノナ市訪問団の受入れ事業が行われていることから、これらの事業を通して国際理解を深める指導を行います。

4) 志教育の推進

児童生徒が小・中・高の全時期を通して、社会性や勤労観を養い、自己の役割を考える中で、将来、社会人としてよりよい生き方を主体的に求めていく志教育を実践します。志を持つことで学習意欲がより高まり、多様な才能を開花させ、郷土の発展に貢献する人材の育成にも結びつきます。

5) 平和教育の推進

命の尊さ、平和の大事さを知る機会として中学生派遣事業「長崎に学ぶ」による平和祈念式典などへ参加し、また非核平和推進事業「平和展」の開催へ児童生徒の参加を実施しています。今後もこれらの事業を活用し、若い世代が平和の尊さを学ぶ機会への参加を図ります。

6) 特別支援教育の充実

個々の状況に応じた教育的ニーズを把握し、適切な指導ができるよう、特別支援教育支援員等を配置していますが、更に軽度発達障害をもつ子どもへの適切な対応を行うため、関係機関との連携強化を図ります。

7) 教育相談

いじめ、不登校に関することは、原因をしっかりと把握し、速やかに解消できるよう今後も学校教育専門指導員や青少年教育相談員を配置し、学校現場の支援を行います。

8) 学校評議員制度の充実

年に1～2回開催されている学校評議員との意見交換は、現時点では学校と評議員とで行われていますが、教育委員会委員も加わり実施することが望まれます。今後は会議の内容や参集範囲の検討を行い、学校運営について地域住民を含めた意見交換ができるよう努める必要があります。

(2) 計画的な施設修繕と教材設備の整備、充実

1) 計画的な施設修繕

平成23年に発生した東日本大震災により、災害復旧に重点を置き修繕してきた経過があります。それ以前から発生している不具合箇所については、順次整備しているところですが、緊急性のあるものは、学校再編にかかる整備とは別に検討してまいります。

2) 教材設備の充実

理科備品等の配置は、補助事業を活用しながら実施しております。整備率は100%とまではいきませんが、高い傾向にあります。機器の進歩もあることから、状況に応じた配置を今後も継続して実施してまいります。

(3) 安全・安心を確保するための対策

1) 校地・校舎等の整備

学校施設の安全性を確保することは大切です。平成27年度には災害発生の際に避難場所にもなる学校体育館の天井撤去工事を実施し、安全性を確保したところです。今後においても常に点検を行い、安全確保に努めてまいります。

2) スクールバス運営

バス送迎により通学児童の安全確保を図っておりますが、自宅からバス停までの安全確保を地域との連携により実施することが必要です。

3) 通学路整備

警察、学校、町関係機関、教育委員会とで通学路の安全点検を実施しており、必要に応じ改善を図るよう協議してまいります。

中学生は部活動終了後、夕暮れ時となることもあり、防犯灯や道路照明等などの必要な設備の設置を働きかけていきます。

4) 災害から守る体制整備

学校においては、「わが校の安全・安心」を作成し、児童生徒に防災意識を高める取組みを行っています。平成27年度においては、原子力防災訓練に全校が参加いたしました。

町防災計画と学校防災計画により、災害が起きた時の行動について、更なる指導を行ってまいります。

(4) 学校給食の充実、食育の推進

学校での食育指導、家庭の食習慣など、食は生きた教材とする役割があります。学級担任、栄養教諭等を中心に指導を行っており、今後も継続して食に関する知識を身に付けられるよう指導を行ってまいります。

学校給食においては、アレルギー対策を今後も適切に行い、また児童生徒の実態に即した献立となるよう配慮してまいります。

(5) 就学前教育の充実

1) 預かり保育

預かり保育の需要は増加傾向にあります。待機児童がなくなるよう、受入れ体制整備を保育所と連携し実施してまいります。

2) 子ども・子育て支援

「子ども・子育て支援新制度」が導入されたことにより、幼児期の教育や保育、地域の様々な子育て支援の拡充や質の向上に努めることが急務です。

学校を取り巻く外部環境

地域が支える学校づくり、地域に開かれた学校づくりの推進

学校を取巻く外部環境の整備は、次の項目で取組みます。(P15 表参照)

(1) 学校と家庭の連携

学校と家庭の相互の信頼関係があつてこそ、はじめて教育の効果を上げることができます。保護者に学校教育について正しく理解してもらうとともに、保護者の願いや意見を真摯な態度で受け止め、誠意を持って対応できるようにすることが大切です。

(2) 学校と地域社会との連携

地域社会における人々の連帯意識が希薄になり、その教育的機能の低下が指摘されています。

地域の教育力の向上を図るためには、学校は、地域に開かれた学校づくりに努めなければなりません。具体的には、豊かな心を育てるため、地域と連携した安全安心なまちづくり、あいさつ運動や多様な体験活動、交流活動を実施し、職場体験、職業講話、部活動外部講師など地域と連携した教育活動を推進することです。

(3) 社会全体における対応

家庭・地域・学校が相互に連携・協働し合いながら、社会全体で子どもを育む体制整備を図っていく必要があります。

Ⅵ まとめ

社会及び経済状況の変化に伴い、全国的な少子化傾向が進む中であって、本町においても、児童生徒数の減少がみられ、小規模化が進行している学校もあります。

また、一部の学校においては、施設及び設備の経年劣化がみられるようになりました。

このような中で、子どもたちが助け合いや競い合いの中で形成される社会性と生きる力の育成、基礎学力を身に付けるための教育環境全般の充実、整備が課題です。

学校の適正規模により、教員と児童生徒や児童生徒同士の人間関係が多様化される学習の場となり、健全な競争心の芽生えや切磋琢磨の機会が増え、学力の向上に結び付くことの期待ができます。

小学校では、学年担当教員の複数化により、教員同士の連携やスキルアップが図られ、児童に対する指導力の向上が期待できます。

中学校では、部活動の種類形態を増やすことが可能で、生徒に多様な選択肢を提供することにより、社会性の涵養等が期待できます。

このような状況を作るには、現在の学校の再編を考えなければなりません。

小規模校のメリットも当然ありますが、本町の子どもたちにとって望ましい学校教育環境が適正なものとなるよう学校の再編は必要であると考えます。

そのため、「**美里町学校再編ビジョン**」を示してより良い学校教育環境の整備に努めてまいります。